第１回　浜田市障がい者差別解消推進委員会　会議録

○開催日時：平成31年4月24日（水）15：00～16：45

○場所：浜田市役所本庁4階講堂B・C

○出席者：（委員）

　　　　　　　小田委員、槙本委員、西田委員、今城委員、林委員、村井委員、古和委員、岡田委員、板倉委員、櫟原委員

　　　　　　　以上　10人

　　　　　　（市）

　　　　　　　前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、木下障がい福祉係長、近重主任主事

〇傍 聴 者：1人

○会議次第

　1　開会

　2　浜田市健康福祉部長挨拶

　3　委員自己紹介

　4　委員長及び副委員長選出

　5　報告事項

(1)　これまでの取組み

　6　今後に取り組むべき事項

(1)　差別解消条例の規定する事項

　①　差別解消条例第10条（合理的配慮の取組の推進）

　②　差別解消条例第11条第1項（合理的配慮等の評価）

　③　差別解消条例第19条第1項第1号（差別等事案対応）

　④　差別解消条例第19条第1項第2号（表彰）

　7　今年度の取組みについて

　　(1)　啓発活動目的の講演会の開催

　　(2)　駅北フェスタにて市民向けPR活動

　8　その他

9　閉会

1　開会

2　浜田市健康福祉部長挨拶

3　委員自己紹介

4　委員長及び副委員長選出

　　条例及び委員会について資料1、2により事務局から説明。

　　自薦、他薦なく事務局提案により委員長を、委員長推薦により副委員長を選出。

　　　委員長…西田委員

　　　副委員長…今城委員

5　報告事項

(1)　これまでの取組み

　　資料3に基づき事務局から説明。

【質問・意見等】

・職員向け研修会は浜田市職員対応要領について実施したものか。

【事務局回答】

・ガイドブック及び対応要領に基づいて実施した。

6　今後に取り組むべき事項

(1)　差別解消条例の規定する事項

①　差別解消条例第10条（合理的配慮の取組の推進）

②　差別解消条例第11条第1項（合理的配慮等の評価）

③　差別解消条例第19条第1項第1号（差別等事案対応）

④　差別解消条例第19条第1項第2号（表彰）

　　資料4により事務局から説明。

【質問・意見等】

・障害者差別解消法と市条例との違い、特色が2点ある。事案の申立てがなくても、社会的障壁に気づいたら合理的配慮の提供を行うように求めている点と、勧告を行った場合に勧告に従わなければ公表する点である。

・周知が大事でイベント等の機会をとらえて周知していく必要がある。

　・条例は、事業者にとって、合理的配慮の提供について特に厳しい内容となっている。商工会議所では、事業者向けにパンフレットを配布しているが、評価基準等ができるのであれば事業者にも提供していきたい。

　・障害者雇用促進法の改正で障がい者を雇用する場合、環境を整えるようになっているが、特に商工会議所としてPRはしていない。役員会等に来てもらって周知してもらえればと思うが、個人事業主の場合には現実的に対応が難しい。

　・事業者への周知は、現場ではあまり実施されておらず、労働局が広報をしているが、具体的な活動としては難しいところがある。要請があれば研修等を行うことが可能と思われる。

・人間関係のつまずきなどで離職する障がい者は多いが、具体的に合理的配慮の不提供や差別事案としてハローワークに申立てられた事例はない。

　　　・養護学校を卒業して一般就労する場合、就職前の会議で配慮のお願いはするが、現実的に対応が難しい事業所はあり、どこまでの配慮をお願いするのかという点で苦慮している。

　　　・合理的配慮の提供について、パンフレットなどで読んでもピンと来ない人も多いと思われる。障がい者を雇用する際に、実際にどう対応したらよいか、個別に相談できる窓口が必要ではないか。

　　　・浜田障害者就業・生活支援センターレントや、島根県西部発達障害者支援センターウインドで、個別ケースに応じた専門的な情報提供などを実施しているが、就職率と離職率がほぼ同じような状況と聞いている。

　　　・事業者側から声をあげてもらうことも必要ではないか。

　　　・合理的配慮の提供について、商工会議所から事業者への周知は行っているが、どこまで浸透しているかは不明である。理解はしていても、個人事業主などは経費的に難しいという面もある。

　　　・相談関係のフロー図については、虐待防止との連携も必要ではないか。市職員による暴言等の差別事案があった場合、懲戒にも関わるが、この委員会との関係はどうなるのか。

　　　・相談、報告があった場合、迅速な対応が必要である。報告、会議、対応計画書といった流れや、何日以内に対応するといったルールが必要ではないか。

　　　・差別事案が発生した場合、レントや医療とも連携して対応することが必要である。

　　　・障がい者の一般就労の支援で、雇用主を訪問するが、圏域において65％が障がい者雇用に前向きである。他圏域では30％前後と聞いている。他地域よりも障がい者への偏見は少ないように感じる。一般就労の際は、就職後3か月以内に集中的に支援すると続くことが多い。支援の強弱、ポイントを抑えることが重要である。

【事務局回答】

　　　・あいサポート研修を職域で実施することも有効ではないかと思われるので、啓発に取組みたい。

　　　・相談関係のフロー図については、市職員による差別事案があった場合、窓口がどこになるのか、内部でもまだ決まっていない。今後検討する。

　　　・条例では、市長が委員会に申立てを行い、委員会が調査、審議することになっているが、実際には、事案が発覚した場合、担当課で迅速に調査した上で、指導等を行い、それでも改善が見られない場合などに、市長の申立てに至るものと考えられる。市の指導で収まった場合でも、委員会に報告は行う。

7　今年度の取組みについて

　(1)　啓発活動目的の講演会の開催

　(2)　駅北フェスタにて市民向けPR活動

　　【質問・意見等】

　　　・講演会の時間はどれくらいを想定しているか。

　　　・ケーブルテレビも活用して啓発を行ってはどうか。

　　　・講演会もケーブルテレビで放映できないか。

　　　・啓発チラシについて、習慣的に差別用語を使用している人も多いように感じるので、そういった内容はどうか。

　　　・福祉教育にも取り組んでほしい。すぐに効果が出るものではないので、教育委員会と連携して取り組んでほしい。

　　　・福祉関係者でも「障害者週間」を知らないことがある。そういった週間に合わせて啓発活動を行ってはどうか。

　　　・社会福祉協議会のイベントなど、関係のあるところに参加して啓発活動に取り組めば効果が出るのではないか。

　　　・文書だけ読んでもピンとこないので、実際に障がい者と関わることが必要。公民館の文化祭などで、障がい者の作品を展示するなどしてはどうか。

　　　・景品を用意してのクイズや寸劇、コンサートなど、一歩目のハードルを低くすれば、人が集まり、興味を持ってもらいやすいのではないか。

【事務局回答】

　　　・講演会の時間は90分程度と考えている。関係者には、講演とシンポジウムのセットが好評だが、一般の人には講演会のみの方が好評である。どちらを対象とするかで検討する。

　　　・ケーブルテレビの活用は市でも検討している。下期の番組で取り組めないか、内容も含めて検討する。

　　　・講師の了解がとれれば、講演会のケーブルテレビでの放映も検討する。

　　　・啓発チラシの内容については、今後具体的に検討するが、子ども向けのものなども作成したいと考えている。

　　　・教育委員会との連携については、現在調整中である。

8　その他

　　委員会の開催回数、時期は年1回、4月頃を予定、申立てがある場合や直接の意見聴取が必要な場合には臨時会議を開催すること、それ以外の場合は書面での意見聴取を行うことについて事務局から説明。

9　閉会